

入札説明書

入札については、入札通知によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 地域交流拠点もみの木改修工事
※設計書の工事名と一致すること
- (2) 工事場所 愛媛県宇和島市三間町元宗521番地1
- (3) 工事概要 ① 施設トイレの改修3カ所
② 教室2室及び、講堂の空調機設置
③ 給食受け室の厨房への改修
- (4) 工期 工事請負契約の成立の日の翌日から平成31年3月31日まで
(相談により次年度繰越可能)

2 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

3 落札者の決定の方法

開札後は、予定価格以下で最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、落札とするが、平成30年12月20日、同日の理事会承認後、契約とする。

なお、落札者が決定した場合は、当該落札者に対して書面により落札者決定通知を行うものとする。

4 調達をする建設工事の仕様その他の明細

別途配布又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり

5 開札に立ち会う者に関する事項

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。

6 入札等に関する事項

7（1）に掲げる書類は、別添入札通知に掲げる日時までに、郵送または持参により別添入札通知に掲げる場所へ提出すること。

また、7（7）のア及びイに掲げる書類は、別添入札通知に掲げる日時に、持参により別添入札通知に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書きし、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。ただし、事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。

7 その他必要な事項

(1) 事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（別紙1）

イ 入札参加資格確認資料（別紙2）

(2) 設計業務等の受託者等の入札参加制限

工事に係る設計業務等の受託者（株式会社 松浦設計 愛媛県宇和島市丸之内5丁目9-5）と資本若しくは人事面において関連がある者でないこととの入札参加資格により、次のア又はイに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 工事に係る設計業務等の受託者

イ 次の①又は②に該当する者「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(3) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること、との入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(4) 現場説明会

実施しない。

(5) 設計書等の配布及び閲覧

ア 設計書等の配布を希望する者は、平成30年12月4日から平成30年12月14日までの受付期間中に㈱松浦設計に直接申し込みを行うこと。（電話又はFAX）

イ 設計書等の閲覧は上記期間に㈱松浦設計で実施する。

(6) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、質問事項を記載した書面を郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので、期限の最終日の午後5時までに到着したものに限り。）又はFAXにより、上記に掲げる期間内に、指定する場所へ提出すること。

イ 入札説明書についての質問に対する回答は、郵送又は FAX により質問者に回答する。

(7) 入札方法

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 入札書の様式は様式 1 のとおりにする。

ウ 入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応し、種目及び科目ごとに金額を記載した工事内訳書を添付すること。工事内訳書の様式は、様式 2 のとおりにする。

エ 委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式 3 の内容を具備した自社様式でも可とする。

オ この工事は、最低制限価格を設定しており、下回る価格は失格とする。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 契約保証金

ア 契約に際しては、請負代金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(9) 契約書

この工事の請負契約に使用する工事請負契約書を作成する。

(10) 支払条件

前金払い、部分払は原則行わない。請負代金については、工事完成検査が完了し、引渡しを受けた日の翌月 15 日に支払う。

(11) その他

ア 落札決定後、請負契約の締結までの間に、当該業者が次に掲げる各要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

- (1) 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和 39 年 7 月愛媛県告示題 607 号）第 4 条第 1 項の規定により愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和 63 年 8 月 1 日制定）に基づいて愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (5) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

株式会社 松浦設計

愛媛県宇和島市丸穂甲 9 6 0 - 1 7

- (6) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する建設業者でないこと。
- (8) 電気設備・管工事について、愛媛県の建設業者格付け事務取扱要領（平成 11 年 3 月 23 日土第 381 号）第 5 条の規定による建設業者格付け結果通知（平成 26 年度に係るもの。以下「格付け結果通知」という。）の格付けを有する者。
- (9) 電気設備・管工事について、一般建設業又は特定建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受け、宇和島市内に許可を受けている本店及び支店を有する者であること。
- (10) 入札日から起算して過去 10 年以内に、空調設備を含む空調機設置工事の施工実績を有すること。（工事請負契約書の写しを添付）

イ 本入札は入札後審査型一般競争入札方式により実施するので、次に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の申請書類を当法人理事長に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

- (2) (1) の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

- (3) (1) の申請書類の提出日時及び提出方法

ア 提出日時

平成 30 年 12 月 18 日（火） 15 時まで

イ 提出方法

- (1) の申請書類は、愛媛県宇和島市和霊元町 1 丁目 5 番 27 号（社会福祉法人宇和島市民共済会）へ郵送または持参により提出すること。

ウ 提出された (1) の申請書類は、返却しない。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。

エ 別添入札公告及び入札説明書に記載のないその他の事項については、愛媛県の入札制度に準じて取り扱う。